各　位

福島運輸支局　登録部門

# 回送運行許可更新のお知らせ

平素より、国土交通行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、回送運行許可更新の時期が近づいてまいりましたので、お知らせいたします。
提出書類等については下記のとおりですので、更新を希望する場合は必ず期限までにご提出いただきますよう、お願いいたします。

**期限までに申請書を提出されない場合や更新を希望しない場合、現在の有効期間の満了日から５日以内にナンバープレート等を返納していただくことになります。**

必要書類、様式等はこちら↓
東北運輸局【回送運行について】

１．提出書類と期限

① 回送運行許可申請書（許可更新のための申請）
１号様式ほか各事業に応じた必要書類
（前回の許可更新時もしくは新規許可時に提出した書類をご確認ください）

→提出期間：令和８年１２月１日（火）～令和８年１２月２５日（金）
（※申請期間中は混雑しますので、お早めの申請をお願いいたします。）

② 回送運行許可証の交付回送運行許可番号標の貸与申請書（ナンバーの更新のための申請）
２２号様式、２３号様式、２４号様式、期間を満たす自賠責保険証の原本

→提出期間：①の許可後～令和９年２月１９日（金）

２．申請時の注意点

・**有効期間は最大５年**ですので、１号様式中「許可を受けようとする終期日」は令和１０年～令和１４年のいずれかの２月末日となります。
・許可の有効期間がナンバープレートの有効期間となりますので、上記②での申請書提出時には貸与期間に応じた手数料（1 組あたり 24,600 円～132,000 円）が必要です。
・令和 7 年度の回送運行実績等報告書（24 号様式の 2）を未提出の場合、処分基準に違反することになり、行政処分の対象となります。許可書中「許可に付す条件」にも記載がありますので、未提出の事業者におかれましては、速やかにご提出いただきますよう、お願いいたします。（裏面の処分基準をご確認ください）

【担当】
登録部門　佐藤
連絡先：024-546-0345
（ガイダンス１番）

別表

違反行為ごとの行政処分基準

| 適用条項 | 違反行為の類型 | 事項 | 基準点数 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 初違反 | 再違反 | 再々違反 |
| 法第36条の2<br>第8項第1号 | 回送運行許可又は回送運行許可番号標が回送自動車以外の自動車のために利用されたとき。 | ①臨時・偶発的と認められるもの | 3点 | | |
| | | ②反復継続・計画的と認められるもの | 5点 | 7点 | 9点 |
| 法第36条の2<br>第8項第2号 | 回送運行許可証に記載された回送の目的に従わないで回送自動車を運行の用に供したとき。 | ①臨時・偶発的と認められるもの | 3点 | | |
| | | ②反復継続・計画的と認められるもの | 5点 | 7点 | 9点 |
| 法第36条の2<br>第8項第3号 | 1.法及び法に基づく命令の規定を遵守せず回送自動車を運行の用に供したとき。 | ①臨時・偶発的と認められるもの | 3点 | | |
| | | ②反復継続・計画的と認められるもの | 5点 | 7点 | 9点 |
| | 2.回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守せず、回送運行許可番号標管理責任者を選任せず、適切に管理しなかったとき又は、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後6ヶ月間保管せず、運輸支局等の求めに応じて提示しなかったと | ①臨時・偶発的と認められるもの | 3点 | | |
| | | ②反復継続・計画的と認められるもの | 5点 | 7点 | 9点 |
| | 3. 自動車の製作、陸送、販売又は特定整備を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後6ヶ月間保管せず、運輸支局等の求めに応じて提示しなかったとき。 | ①臨時・偶発的と認められるもの | 3点 | | |
| | | ②反復継続・計画的と認められるもの | 5点 | 7点 | 9点 |
| | 4. 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出しなかったとき。 | ①臨時・偶発的と認められるもの | 3点 | | |
| | | ②反復継続・計画的と認められるもの | 5点 | 7点 | 9点 |
| | 5. 回送運行に関する業務について、東北運輸局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年5月31日までに報告を行わなかったとき | ①臨時・偶発的と認められるもの | 3点 | | |
| | | ②反復継続・計画的と認められるもの | 5点 | 7点 | 9点 |
| | 6. 正当な理由がないのに、回送運行許可証の有効期間満了後5日以内に、当該回送運行許可証及び回送運行許可番号標を東北運輸局長に返納しなかったとき。 | ①懈怠又は故意により5日以内に返納しなかった場合 | 1点 | 2点 | 3点 |
| | | ②管理不適切等の理由により許可証等を紛失し、これにより返納し得ない場合 | 2点 | 4点 | 6点 |
| | 7. 許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとならない範囲において付された条件に違反したとき。 | ①臨時・偶発的と認められるもの | 3点 | | |
| | | ②反復継続・計画的と認められるもの | 5点 | 7点 | 9点 |

| 行政処分等の内容 | 付与・累計された違反点数 |
|---|---|
| 回送運行許可取消 | 20点 |
| 違反営業所の許可証等の全部返納及び6ヶ月間の交付・貸与の停止 | 15～19点 |
| 違反営業所の許可証等の50%返納及び3ヶ月間の交付・貸与の停止 | 11～14点 |
| 違反営業所の許可証等の20%返納及び2ヶ月間の交付・貸与の停止 | 7～10点 |
| 違反営業所の許可証等の1組返納及び1ヶ月間の交付・貸与の停止 | 4～6点 |
| 文書警告 | 1～3点 |